

独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書 新旧対照表

新	旧
独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書	独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書
(右に同じ)	目次 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条） 第 2 章 副作用救済給付（第 4 条～第 1 2 条） 第 3 章 感染救済給付（第 1 3 条） 第 4 章 保健福祉事業（第 1 4 条） 第 5 章 拠出金（第 1 5 条～第 2 5 条） 第 6 章 保険契約（第 2 6 条） 第 7 章 責任準備金（第 2 7 条） 第 8 章 長期借入金（第 2 8 条） 第 9 章 資金の融通（第 2 9 条） 第 1 0 章 受託事業（第 3 0 条） 第 1 1 章 貸付事業（第 3 1 条～第 3 5 条） 第 1 2 章 業務委託基準（第 3 6 条） 第 1 3 章 競争入札等の契約に関する基本的な事項（第 3 7 条） 第 1 4 章 雑則（第 3 8 条、第 3 9 条） 附則
(右に同じ)	第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号。以下「通則法」という。）第 2 8 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の行う業務のうち独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 1 4 年法律第 1 9 2 号。以下「機構法」という。）第 1 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに同法附則第 1 5 条第 1 項及び第 1 7 条第 1 項に規定する業務（以下「救済業務」という。）の方法を定め、その業務の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的とする。
(右に同じ)	（業務の執行） 第 2 条 機構の業務は、通則法、機構法その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行うものとする。
(右に同じ)	（業務運営の基本方針） 第 3 条 機構は、救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努めるものとする。

新	旧
(右に同じ) (右に同じ) (右に同じ) (事実関係の調査及び資料の提出の請求等) 第7条 機構は、判定の申出に当たり、厚生労働大臣がその判定業務を迅速かつ円滑に行うことができるよう、請求内容について、事前に事実関係の調査・整理を行うものとする。 2 機構は、機構法第24条第1項の規定に基づき、判定の申出に当たり、関係する製造販売業者や医療機関等に対して資料の提出を求める必要があると認められる場合には、当該製造販売業者や医療機関等に対し、資料の提出を求めるものとする。 3 機構は、調査報告書（請求者、製造販売業者、医療機関等に対する照会事項と回答等を含む。）及び症例経過概要表を作成し、速やかに、厚生労働大臣に提出するものとする。 4 機構は、調査の結果、厚生労働大臣が判定するに当たり参考とすることが適当と考えられる事項がある場合は、当該事項を調査報告書に明記するものとする。 5 機構は、第1項に規定する事実関係の調査・整理及び第3項に規定する調査報告書の作成を行う場合においては、理事長が任命した各分野の専門委員から意見を聴くものとする。 (支給の決定及び通知) 第8条 機構は、判定の申出に対する結果が厚生労働大臣から通知されたときは、その結果に基づき、請求に係る副作用救済給付を支給し又は支給しない旨の決定を行うものとする。 2 機構は、前項の規定により、副作用救済給付の支給を決定したときは、その旨、支給額その他支給する副作用救済給付の種類に応じ必要な事項を、副作用救済給付を支給しない旨の決定を行ったときは、その旨及び理由を、それぞれ文書で当該副作用救済給付の請求者に通知するものとする。また、請求者の同意があるときは、診断書を作成した医療機関に対しても、同様の通知を行うものとする。	第2章 副作用救済給付 (副作用救済給付の支給) 第4条 機構は、機構法第16条の規定に基づき、副作用救済給付（同法第15条第1項第1号イに規定する副作用救済給付をいう。以下同じ。）の支給を行うものとする。 (請求書の受理) 第5条 機構は、副作用救済給付を受けようとする者から副作用救済給付の請求書が提出されたときは、所要の書類が添付されていること等を確認し、これを受理するものとする。 (判定の申出) 第6条 機構は、機構法第16条第1項の規定による支給の決定につき、副作用救済給付の請求のあった者に係る疾病、障害又は死亡が、医薬品の副作用によるものであるかどうかその他医学的薬学的判定を要する事項に関し、厚生労働大臣に判定の申出（以下「判定の申出」という。）を行うものとする。 (事実関係の調査及び資料の提出の請求等) 第7条 機構は、判定の申出に当たり、厚生労働大臣がその判定業務を迅速かつ円滑に行うことができるよう、請求内容について、事前に事実関係の調査・整理を行うものとする。 2 機構は、機構法第24条第1項の規定に基づき、判定の申出に当たり、関係する製造業者や医療機関等に対して資料の提出を求める必要があると認められる場合には、当該製造業者や医療機関等に対し、資料の提出を求めるものとする。 3 機構は、調査報告書（請求者、製造業者、医療機関等に対する照会事項と回答等を含む。）及び症例経過概要表を作成し、速やかに、厚生労働大臣に提出するものとする。 4 機構は、調査の結果、厚生労働大臣が判定するに当たり参考とすることが適当と考えられる事項がある場合は、当該事項を調査報告書に明記するものとする。 (支給の決定及び通知) 第8条 機構は、判定の申出に対する結果が厚生労働大臣から通知されたときは、その結果に基づき、請求に係る副作用救済給付を支給し又は支給しない旨の決定を行うものとする。 2 機構は、前項の規定により、副作用救済給付の支給を決定したときは、その旨、支給額その他支給する副作用救済給付の種類に応じ必要な事項を、副作用救済給付を支給しない旨の決定を行ったときは、その旨及び理由を、それぞれ文書で当該副作用救済給付の請求者に通知するものとする。また、診断書を作成した医療機関に対しても、同様の通知を行うものとする。

新	旧
(右に同じ)	(決定結果の安全対策部門への情報伝達) 第 9 条 機構は、支給又は支給しない旨の決定を行った後に、その結果について、個人情報に係る部分を除き、安全対策部門へ伝達を行うものとする。
(右に同じ)	(支払の方法) 第 1 0 条 機構は、第 8 条第 1 項の規定により副作用救済給付の支給を決定したときは、当該支給の決定を受けた者に対する副作用救済給付の支払を、原則として、その者の申出による金融機関の口座に払い込むことによって行うものとする。
(右に同じ)	(副作用救済給付の中止等) 第 1 1 条 機構は、副作用救済給付を受けている者に係る疾病、障害又は死亡の原因となった許可医薬品について賠償の責任を有する者がいることが明らかとなった場合には、以後副作用救済給付は行わないものとする。 2 機構は、前項の規定により副作用救済給付を行わないこととした場合には、その行った副作用救済給付の価額の限度において、賠償の責任を有する者に対して求償するものとする。
(右に同じ)	(副作用救済給付台帳) 第 1 2 条 機構は、副作用救済給付台帳を備え、副作用救済給付を受けている者ごとに副作用救済給付の種類、額、支払期日等副作用救済給付の支払に関する記録を記載するものとする。
(右に同じ)	第 3 章 感染救済給付 (感染救済給付の支給) 第 1 3 条 機構は、機構法第 2 0 条の規定に基づき、感染救済給付（同法第 1 5 条第 1 項第 2 号イに規定する感染救済給付をいう。以下同じ。）の支給を行うものとする。 2 第 5 条から第 1 2 条までの規定は感染救済給付について準用する。この場合において、「副作用救済給付」とあるのは「感染救済給付」と、第 6 条中「医薬品の副作用」とあるのは「生物由来製品を介した感染等」と、第 1 1 条第 1 項中「医薬品」とあるのは「生物由来製品」と読み替えるものとする。
(右に同じ)	第 4 章 保健福祉事業 (保健福祉事業) 第 1 4 条 機構は、機構法第 1 5 条第 1 項第 1 号ロ及び第 2 号ロの規定に基づき、保健福祉事業を行うものとする。

新	旧
第 5 章 抛出金 （副作用抛出金の徴収） 第 1 5 条 機構は、機構法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、<u>許可医薬品製造販売業者</u>（同項に規定する<u>許可医薬品製造販売業者</u>をいう。以下同じ。）から毎年度、副作用抛出金（同条第 2 項に規定する副作用抛出金をいう。以下同じ。）を徴収するものとする。 2 機構は、毎年度、<u>許可医薬品製造販売業者</u>へ抛出金申告書等を送付するものとする。 3 機構は、<u>許可医薬品製造販売業者</u>からの抛出金申告書を受理した後に、当該申告書について審査を行うものとする。 4 各<u>許可医薬品製造販売業者</u>から徴収する副作用抛出金の額は、機構法第 1 9 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき算出した額とする。 5 機構は、機構法第 1 9 条第 3 項に規定する副作用抛出金率を定め、かつ、同条第 6 項の規定に基づき、少なくとも 5 年ごとにこれを再計算するものとする。 6 機構は、前項の副作用抛出金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。 7 機構は、前項の認可の申請に際し、機構法第 1 9 条第 5 項の規定に基づき、あらかじめ、<u>許可医薬品製造販売業者</u>の団体で<u>許可医薬品製造販売業者</u>の意見を代表すると認められるものの意見を聴くものとする。 8 機構は、第 8 条による支給決定を行った場合には、機構法第 1 9 条第 7 項に基づく抛出金の円滑な納付を図るため、速やかに、その原因となった許可医薬品の<u>製造販売をした許可医薬品製造販売業者</u>に原因医薬品名、副作用疾病名、支給決定額、医療機関名等の必要な事項（請求者の個人情報を除く。）を通知する。 9 機構は、機構法第 1 9 条第 7 項に基づき、<u>許可医薬品製造販売業者</u>ごとに、前年度に支給を決定した副作用救済給付のうち当該<u>許可医薬品製造販売業者が製造販売をした原因医薬品</u>によるものの現価に相当する額を算定し、これを各年度の開始後速やかに当該<u>許可医薬品製造販売業者</u>に通知するものとする。 （感染抛出金の徴収） 第 1 6 条 機構は、機構法第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、<u>許可生物由来製品製造販売業者</u>（同項に規定する<u>許可生物由来製品製造販売業者</u>をいう。以下同じ。）から毎年度、感染抛出金（同条第 2 項に規定する感染抛出金をいう。以下同じ。）を徴収するものとする。 2 前条第 2 項から第 9 項までの規定は感染抛出金について準用する。この場合において、第 2 項から第 4 項まで、第 7 項から第 9 項中「<u>許可医薬品製造販売業者</u>」とあるのは「<u>許可生物由来製品製造販売業者</u>」と、第 4 項中「副作用抛出金」とあるのは「感染抛出金」と、第 5 項及び第 6 項中「副作用抛出金率」とあるのは「感染抛出金率」と、第 7 項中「機構法第 1 9 条第 5 項」とあるのは「機構法第 2 1 条第 5 項」と、第 8 項中「医薬品」とあるのは「生物由来製品」と、「副作用疾病名」とあるのは「感染等による疾病名」と、第 8 項及び第 9 項中「原因医薬品」とあるのは「原因となった生物由来製品」と、第 9 項中「副作用救済給付」とあるのは「感染救済給付」と読み替えるものとする。	第 5 章 抛出金 （副作用抛出金の徴収） 第 1 5 条 機構は、機構法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、<u>許可医薬品製造業者等</u>（同項に規定する<u>許可医薬品製造業者等</u>をいう。以下同じ。）から毎年度、副作用抛出金（同条第 2 項に規定する副作用抛出金をいう。以下同じ。）を 徴収するものとする。 2 機構は、毎年度、<u>許可医薬品製造業者等</u>へ抛出金申告書等を送付するものとする。 3 機構は、<u>許可医薬品製造業者等</u>からの抛出金申告書を受理した後に、当該申告書について審査を行うものとする。 4 各<u>許可医薬品製造業者等</u>から徴収する副作用抛出金の額は、機構法第 1 9 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき算出した額とする。 5 機構は、機構法第 1 9 条第 3 項に規定する副作用抛出金率を定め、かつ、同条第 6 項の規定に基づき、少なくとも 5 年ごとにこれを再計算するものとする。 6 機構は、前項の副作用抛出金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。 7 機構は、前項の認可の申請に際し、機構法第 1 9 条第 5 項の規定に基づき、あらかじめ、<u>許可医薬品製造業者等</u>の団体で<u>許可医薬品製造業者等</u>の意見を代表すると認められるものの意見を聴くものとする。 8 機構は、第 8 条による支給決定を行った場合には、機構法第 1 9 条第 7 項に基づく抛出金の円滑な納付を図るため、速やかに、その原因となった許可医薬品<u>を製造し、又は輸入した許可医薬品製造業者等</u>に原因医薬品名、副作用疾病名、支給決定額、医療機関名等の必要な事項（請求者の個人情報を除く。）を通知する。 9 機構は、機構法第 1 9 条第 7 項に基づき、<u>許可医薬品製造業者等</u>ごとに、前年度に支給を決定した副作用救済給付のうち当該<u>許可医薬品製造業者等が製造し、又は輸入した原因医薬品</u>によるものの現価に相当する額を算定し、これを各年度の開始後速やかに当該<u>許可医薬品製造業者等</u>に通知するものとする。 （感染抛出金の徴収） 第 1 6 条 機構は、機構法第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、<u>許可生物由来製品製造業者等</u>（同項に規定する<u>許可生物由来製品製造販売業者等</u>をいう。以下同じ。）から毎年度、感染抛出金（同条第 2 項に規定する感染抛出金をいう。以下同じ。）を徴収するものとする。 2 前条第 2 項から第 9 項までの規定は感染抛出金について準用する。この場合においては、第 2 項から第 4 項まで、第 7 項から第 9 項中「<u>許可医薬品製造業者等</u>」とあるのは「<u>許可生物由来製品製造業者等</u>」と、第 4 項中「副作用抛出金」とあるのは「感染抛出金」と、第 5 項及び第 6 項中「副作用抛出金率」とあるのは「感染抛出金率」と、第 7 項中「機構法第 1 9 条第 5 項」とあるのは「機構法第 2 1 条第 5 項」と、第 8 項中「医薬品」とあるのは「生物由来製品」と、「副作用疾病名」とあるのは「感染等による疾病名」と、第 8 項及び第 9 項中「原因医薬品」とあるのは「原因となった生物由来製品」と、第 9 項中「副作用救済給付」とあるのは「感染救済給付」と読み替えるものとする。

新	旧
(抛出金の収納) 第 1 7 条 機構は、機構法第 1 9 条第 1 項及び第 2 1 条第 1 項に規定する<u>許可医薬品製造販売業者</u>及び<u>許可生物由来製品製造販売業者</u>（以下「<u>製造販売業者</u>」という。）から申告書に添えて前 2 条に掲げる副作用抛出金又は感染抛出金（以下「抛出金」という。）の納付があつたときは、当該申告書の受理及び抛出金の収納を行うものとする。 2 機構は、<u>製造販売業者</u>が各年度の 7 月 3 1 日までに当該年度の抛出金に係る申告書を提出しないとき、又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成 1 6 年厚生労働省令第 5 1 号。以下「機構法施行規則」という。）第 2 5 条第 2 号及び第 3 号に規定する事項の記載に誤りがあると認めたときは、抛出金の額を決定し、これを<u>製造販売業者</u>に対し、納入告知書により通知するものとする。 3 前項の納入告知書には、納付額、納期限及び納付場所を指定して記載するものとする。 (抛出金の充当及び還付) 第 1 8 条 <u>製造販売業者</u>が納付した抛出金の額が前条第 2 項の規定により機構が決定した抛出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の抛出金その他機構法の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお、残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付するものとする。 2 機構は、前項により充当をしたときは、その旨をその充当に係る徴収金の納付義務者に通知するものとする。 (抛出金の延納) 第 1 9 条 災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、<u>製造販売業者</u>の申請に基づき、その者の納付すべき抛出金を延納させることができる。 (徴収金台帳) 第 2 0 条 機構は、徴収金台帳を備え、<u>製造販売業者</u>ごとに抛出金その他機構法の規定による徴収金の額、納付期日等徴収金の収納に関する記録を記載するものとする。ただし、第 2 5 条の規定に基づき業務を委託した場合の徴収金に係る記録については、この限りでない。 (資料の提出の請求) 第 2 1 条 機構は、機構法第 1 5 条第 1 項第 1 号ハ及び第 2 号ハに掲げる業務を行うため必要があるときは、<u>製造販売業者</u>に対し、資料の提出を求めることができる。 (右に同じ)	(抛出金の収納) 第 1 7 条 機構は、機構法第 1 9 条第 1 項及び第 2 1 条第 1 項に規定する<u>許可医薬品製造業者等</u>及び<u>許可生物由来製品製造業者等</u>（以下「<u>製造業者等</u>」という。）から申告書に添えて前 2 条に掲げる副作用抛出金又は感染抛出金（以下「抛出金」という。）の納付があつたときは、当該申告書の受理及び抛出金の収納を行うものとする。 2 機構は、<u>製造業者等</u>が各年度の 7 月 3 1 日までに当該年度の抛出金に係る申告書を提出しないとき、又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成 1 6 年厚生労働省令第 5 1 号。以下「機構法施行規則」という。）第 2 5 条第 2 号及び第 3 号に規定する事項の記載に誤りがあると認めたときは、抛出金の額を決定し、これを<u>製造業者等</u>に対し、納入告知書により通知するものとする。 3 前項の納入告知書には、納付額、納期限及び納付場所を指定して記載するものとする。 (抛出金の充当及び還付) 第 1 8 条 <u>製造業者等</u>が納付した抛出金の額が前条第 2 項の規定により機構が決定した抛出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の抛出金その他機構法の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお、残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付するものとする。 2 機構は、前項により充当をしたときは、その旨をその充当に係る徴収金の納付義務者に通知するものとする。 (抛出金の延納) 第 1 9 条 災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、<u>製造業者等</u>の申請に基づき、その者の納付すべき抛出金を延納させることができる。 (徴収金台帳) 第 2 0 条 機構は、徴収金台帳を備え、<u>製造業者等</u>ごとに抛出金その他機構法の規定による徴収金の額、納付期日等徴収金の収納に関する記録を記載するものとする。ただし、第 2 5 条の規定に基づき業務を委託した場合の徴収金に係る記録については、この限りでない。 (資料の提出の請求) 第 2 1 条 機構は、機構法第 1 5 条第 1 項第 1 号ハ及び第 2 号ハに掲げる業務を行うため必要があるときは、<u>製造業者等</u>に対し、資料の提出を求めることができる。 (督促の方法) 第 2 2 条 機構は、副作用抛出金及び感染抛出金（以下単に「抛出金」という。）の納付義務者が納期限までに抛出金を納付しないときは、納付義務者に対し、督促状を発するものとする。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して 1 5 日を経過した日（その日が日曜日、国民の祝日その他一般の休日に当たるときは、その休日の翌日）とする。

新	旧
(右に同じ)	(滞納処分) 第 2 3 条 機構は、前条の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る拋出金及び次条の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、厚生労働大臣の認可を受けて滞納処分をすることができる。 2 機構は、前項の処分が終了したときは、厚生労働大臣にその経過に関する報告書を提出するものとする。 3 第 1 項の滞納処分に当たる職員は、機構法施行規則に規定する様式の証明書を提示するものとする。
(右に同じ)	(延滞金) 第 2 4 条 機構は、第 2 2 条の規定により拋出金の納付を督促したときは、その督促に係る拋出金の額につき年 1 4 . 5 % の割合で、納期限の翌日から完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。ただし、災害その他拋出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。 2 前項に規定する延滞金の徴収は、納入告知書により行うものとする。 3 第 1 7 条第 3 項の規定は、前項の納入告知書について準用する。
(収納業務の委託) 第 2 5 条 機構は、機構法第 1 5 条第 1 項第 1 号ハに掲げる業務（督促及び滞納処分を除く。）の一部を <u>許可医薬品製造販売業者</u> が加入している団体又は連合団体に委託することができる。	(収納業務の委託) 第 2 5 条 機構は、機構法第 1 5 条第 1 項第 1 号ハに掲げる業務（督促及び滞納処分を除く。）の一部を <u>許可医薬品製造業者等</u> が加入している団体又は連合団体に委託することができる。
(右に同じ)	第 6 章 保険契約 (保険契約) 第 2 6 条 機構は、機構法第 2 6 条の規定に基づき副作用救済給付業務又は感染救済給付業務を行うため必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、機構を被保険者とする保険契約を締結するものとする。
(右に同じ)	第 7 章 責任準備金 (責任準備金の額の計算) 第 2 7 条 機構は、機構法第 3 0 条の規定に基づき、副作用救済勘定（機構法第 2 9 条第 2 項に規定する副作用救済勘定をいう。）及び感染救済勘定（同項に規定する感染救済勘定をいう。）において毎事業年度末に積み立てるべき責任準備金の額を計算し、積み立てるものとする。 2 責任準備金の額は、当該事業年度末現在において救済給付の支給の決定を受けている者に係る将来の救済給付の給付に要する費用の予想額の現価（以下「給付現価」という。）として計算するものとし、その際に用いる予定利率は年 1 . 5 % とする。 3 機構は、責任準備金の額の計算の対象となる者の範囲、給付現価を計算する際に用いる基礎率、救済給付の給付種別別の給付現価の範囲を別に定める。また、少なくとも 5 年ごとに基礎率の見直しを行うものとする。

新	旧
(右に同じ)	第 8 章 長期借入金 (長期借入金) 第 2 8 条 機構は、副作用救済給付業務及び感染救済給付業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができるものとする。 2 機構は、前項の長期借入金を行った場合には、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。
(右に同じ)	第 9 章 資金の融通 (資金の融通) 第 2 9 条 機構は、副作用救済給付業務又は感染救済給付業務を円滑に行うため特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、副作用救済勘定と感染救済勘定との間において資金を融通することができる。 2 機構は、前項の規定により資金の融通を行った場合には、当該資金の融通を行った日の属する事業年度の翌事業年度以後の各事業年度の年度計画（通則法第 3 1 条第 1 項に規定する年度計画をいう。）において、当該資金の償還について定めなければならない。
(右に同じ)	第 1 0 章 受託事業 (受託事業) 第 3 0 条 機構は、機構法附則第 1 5 条第 1 項第 1 号及び第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、健康被害の救済のために必要な事業を行う者の委託を受けて、その事業（以下「受託事業」という。）を行うことができる。 2 機構は、前項の規定により受託事業を行う場合には、委託をする者から受託事業に要する費用を徴収するものとする。 3 機構は、第 1 項の規定により事業を受託するときは、委託者との間に書面による業務委託契約を締結するものとする。
(右に同じ)	第 1 1 章 貸付事業 (貸付事業) 第 3 1 条 機構は、法附則第 1 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、健康被害の救済のための給付を行う者に対し、当該給付に必要な限度で資金を貸し付けることができる。 2 機構は、前項の資金（以下「貸付金」という。）を貸し付ける業務を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。
(右に同じ)	(貸付金の使途) 第 3 2 条 貸付金の使途は、貸付けの相手方が支払うべき健康被害の救済のための給付金であって、機構が特に必要であると認めたものに限る。
(右に同じ)	(貸付金の限度額) 第 3 3 条 貸付金の額は、第 3 1 条の規定により機構が特に必要であると認めた給付金に必要な金額を限度とする。

新	旧
(右に同じ)	(金銭消費貸借契約) 第 3 4 条 第 3 1 条の規定により資金を貸し付けるときは、借入を行う者との間に書面による金銭消費貸借契約を締結するものとする。 2 前項に掲げる金銭消費貸借契約の書面には、次の事項を記載するものとする。 (1) 利率 (2) 償還期間 (3) 据置期間 (4) 償還方法 (5) 担保又は保証人 (6) 貸付けの形式
(右に同じ)	(納付金の徴収) 第 3 5 条 機構は、機構法附則第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、貸付事業の事務の執行に要する費用に充てるため、貸付けを受けた者から納付金を徴収するものとする。
(右に同じ)	第 1 2 章 業務委託基準 (業務委託の基準) 第 3 6 条 機構は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる業務については、その業務の実施を委託することができる。 2 機構は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。 3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 委託の目的及び期間 (2) 委託の概要 (3) 委託に係る経費 (4) その他必要な事項
(右に同じ)	第 1 3 章 競争入札等の契約に関する基本的な事項 (競争入札等の契約に関する基本的な事項) 第 3 7 条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争によることが適当でない場合、予定価格が少額である場合その他機構が別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。
(右に同じ)	第 1 4 章 雑則 (情報の公表) 第 3 8 条 機構は、副作用救済業務、感染救済業務、受託事業及び貸付事業の運営に関し重要な事項について可能な限り公表するものとする。
(右に同じ)	(実施に関する事項) 第 3 9 条 この業務方法書の規定の実施に関して必要な事項は、機構が定めるものとする。

新	旧
(右に同じ) <u>附 則</u> <u>この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。</u>	附 則 この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成 1 6 年 4 月 1 日から